Manulife
Investment Management

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド
（年4回決算型）／（年1回決算型）

愛称：マニュチュウ。

追加型投信／内外／債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

2026 年 10 月 22 日

本書は、「マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年4回決算型）」の投資信託説明書（請求目論見書）および「マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年1回決算型）」の投資信託説明書（請求目論見書）で構成されております。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

Manulife
Investment Management

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド
（年4回決算型）
愛称：マニュチュウ。

追加型投信／内外／債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

2026 年 10 月 22 日

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本書にかかる「マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年4回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2026 年 10 月6日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月 22 日にその届出の効力が発生しております。

- ■ 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、預貯金とは異なり、元本が保証されているものではありません。
- ■ 投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ■ 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

発行者名	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役　山本　真一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号 丸の内トラストタワーN館
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目次

第一部　証券情報 …… 1

第二部　ファンド情報 …… 4
第１　ファンドの状況 …… 4
1　ファンドの性格 …… 4
2　投資方針 …… 13
3　投資リスク …… 19
4　手数料等及び税金 …… 24
5　運用状況 …… 29
第２　管理及び運営 …… 30
1　申込（販売）手続等 …… 30
2　換金（解約）手続等 …… 31
3　資産管理等の概要 …… 32
4　受益者の権利等 …… 35
第３　ファンドの経理状況 …… 37
1　財務諸表 …… 37
2　ファンドの現況 …… 37
第４　内国投資信託受益証券事務の概要 …… 38

第三部　委託会社等の情報 …… 40
第１　委託会社等の概況 …… 40
1　委託会社等の概況 …… 40
2　事業の内容及び営業の概況 …… 41
3　委託会社等の経理状況 …… 42
4　利害関係人との取引制限 …… 64
5　その他 …… 64

信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）

上記ファンドを「当ファンド」、「ファンド」または「年４回決算型」、もしくは愛称として「マニュチュウ。」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、１口当たり１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間：年４回決算型および年１回決算型の合計で500億円を上限とします。

②継続申込期間：年４回決算型および年１回決算型の合計で１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

①当初申込期間：１口当たり１円とします。

②継続申込期間：取得申込受付日の基準価額※とします。

※基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）	マニュ中年４

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

＊販売会社は、上記照会先にてご確認いただけます。

（５）【申込手数料】

①当初申込期間

申込金額（１口当たり１円に申込口数を乗じて得た額）に1.1％（税抜1.0％）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。

②継続申込期間

申込金額（取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、1.1％（税抜1.0％）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊再投資される収益分配金については１口単位とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（７）【申込期間】

①当初申込期間：2026年10月22日から2026年11月６日まで

②継続申込期間：2026年11月９日から2028年１月25日まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（９）【払込期日】

①当初申込期間：当初申込期間中に、申込代金を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

販売会社が取得申込者から受付けた申込金額の総額は、設定日（2026年11月９日）に委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

②継続申込期間：取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の２つの申込方法があります。

お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

● 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

④申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

⑤日本以外の地域における発行は行いません。

⑥原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
大型株	年４回	北米	
中小型株	年６回(隔月)	欧州	
債券	年12回(毎月)	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
不動産投信		エマージング	
その他資産（投資信託証券（債券　その他債券））			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

② 信託金の限度額

当初申込期間：信託金の限度額は、年４回決算型および年１回決算型の合計で500億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

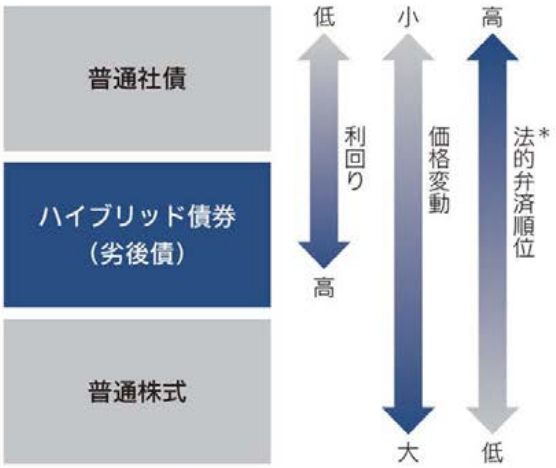
継続申込期間：委託会社は、受託会社と合意のうえ、年４回決算型および年１回決算型の合計で１兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券に投資します。

- マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建債券に投資する場合があります。

ハイブリッド債券とは？



＊法的弁済順位とは、発行体が倒産等になった場合、債権者に対し残余財産を弁済する順位です。

※上記はハイブリッド債券の特性等を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。
※上記は当社が説明のために作成したイメージ図です。

- 債券（負債）と株式（資本）の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。
- 発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。
- 普通社債と比べても債務の弁済順位が劣るため、通常は同じ発行体が発行する普通社債と比べて格付けが低くなる一方で、利回りは相対的に高くなります。

※ファンド名の「好利回り」は、ハイブリッド債券が持つ特性等により、一般的な社債などと比較して、魅力的な利回りを提供できる可能性を示唆するものです。ただし、特定の利回りを保証するものではありません。

2 投資するハイブリッド債券の年限は６年を上限とし、ポートフォリオのデュレーションは２～４年程度とします。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは取得時において投資適格以上とします。

● ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&Pのいずれかで BBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。

債券格付けについて



	R&I	JCR
投資適格格付け	AAA	AAA
	AA	AA
	A	A
	BBB	BBB
投機的格付け	BB	BB
	B	B
	CCC	CCC
	CC	CC
	—	C
	D	D

当ファンドの投資対象

※債券の格付けとは債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、信用格付会社が各債券の格付けを行っています。
※格付けの符号については一部省略して表示しています。
※左記の「債券格付け」は一般的な格付けと利回りの関係を示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

4 決算頻度が異なる「年４回決算型」と「年１回決算型」からお選びいただけます。

年４回決算型

毎年１、４、７、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

※初回決算日は2027年1月25日とします。

年１回決算型

毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

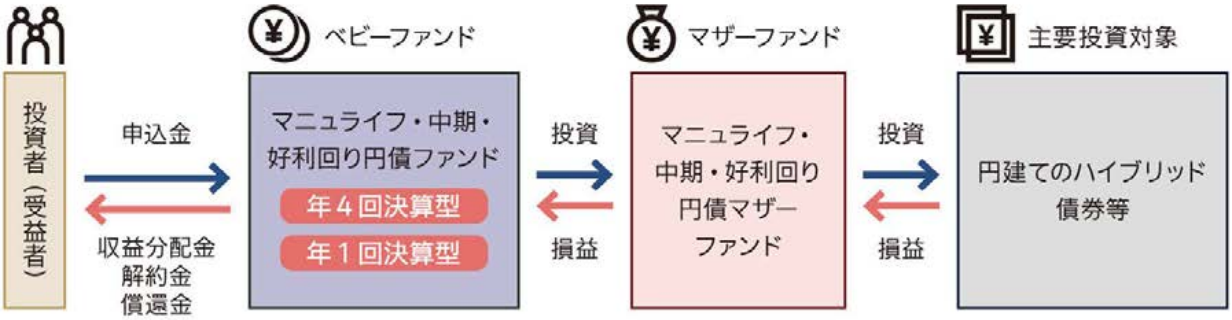
※初回決算日は2027年10月25日とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニュライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2026年3月末現在)にのぼります。
- 当社独自の分析と徹底した調査活動を通じて、期待リターンの高い銘柄に投資を行います。

投資ユニバース	組入銘柄の決定	ポートフォリオ構築
▪ 円建債券の中から発行残高が大きく、投資魅力度の高い銘柄を中心に投資ユニバースを決定	▪ 投資ユニバースの各銘柄に対してクレジット・アナリストが4段階のレーティングを付与 ▪ 上位レーティングの銘柄を中心に組入銘柄を決定	▪ 投資機会および銘柄分散を考慮してポートフォリオを構築

委託会社の概要

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

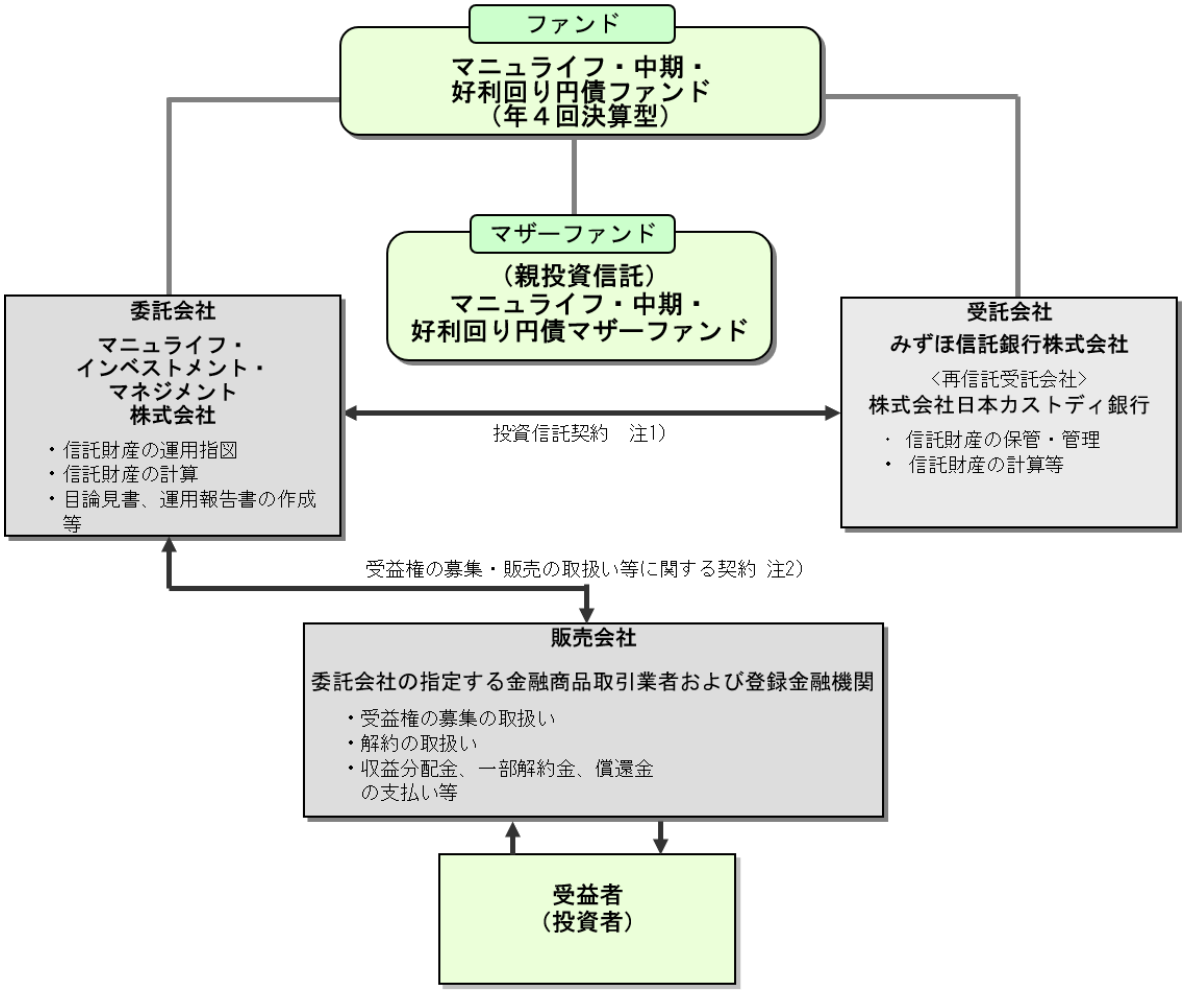
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2026年11月９日　　当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割



＜関係法人と締結している契約の概要＞

注1）投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2）投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（2026年７月末現在）

1. 資本金の額　　1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※1加入
2007年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年1月11日	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入※2
2017年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年4月 1日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

※1 2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に、2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

※2 2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	327株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
3. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第１項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

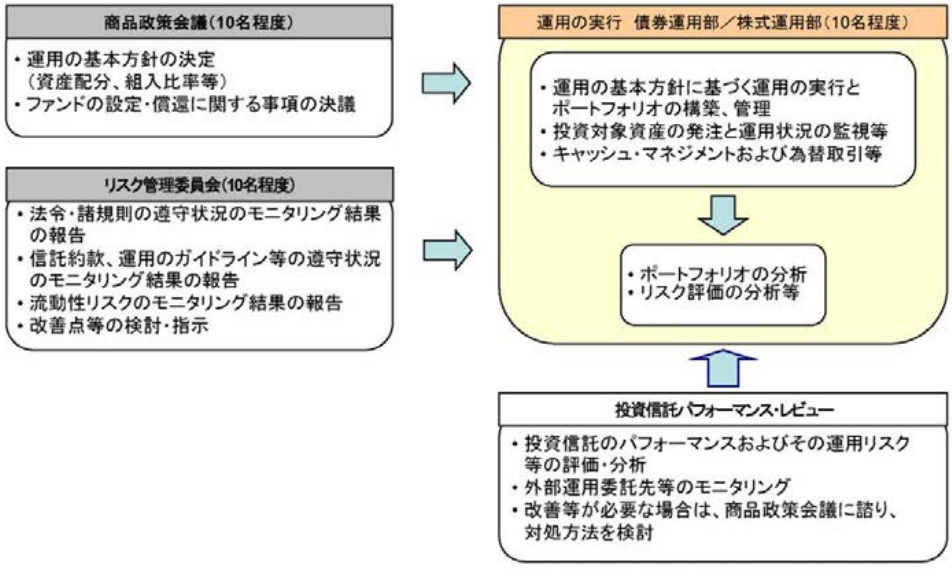
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2026年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆　運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆　ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
 また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎年１月、４月、７月、10月の各25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第１期決算日は2027年１月25日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 債券への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るもとのし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引は行いません。

⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

⑨ 資金の借入れ

ａ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ）借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

＜法令に基づく投資制限＞

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考＞マザーファンドの概要

（１）投資方針

①　基本方針

インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

② 主要投資対象

主に円建てのハイブリッド債券を投資対象とします。

③ 投資態度

イ．主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。

ロ．ハイブリッド債券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。

ハ．当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）主な投資制限

① 債券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引は行いません。

⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

＜主な変動要因＞

① 金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ ハイブリッド債券固有のリスク

一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

[弁済の劣後]

一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

[繰上償還の延期]

一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還(コール)条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。

[利息の繰延べまたは停止]

ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

［元本削減または株式転換］

一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

④ 特定業種への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ 繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑤ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

⑥ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消すことができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

⑦ その他

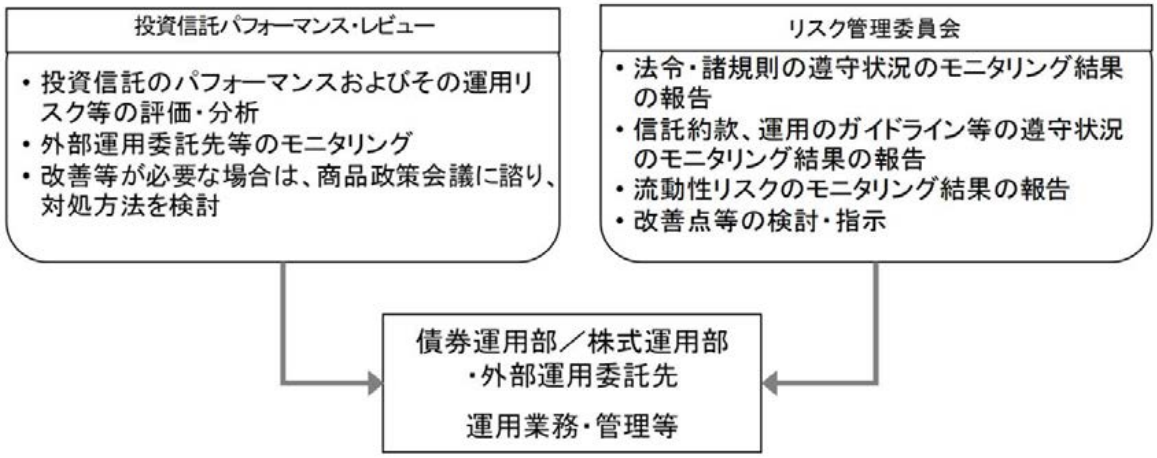
・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来たす場合があります。

<u>当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんのでご留意下さい。</u>

（2）投資リスクに対する管理体制

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2026年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

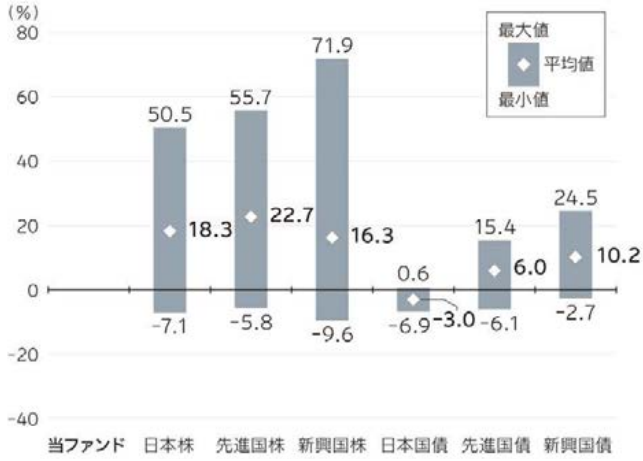
■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

年４回決算型 （2021年8月から2026年7月まで）



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※当ファンドは、設定日が2026年11月9日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指数	公表元
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ＆ コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド （円ベース）	J.P. Morgan Securities Inc.

（注1）海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

（注2）各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、1.1%（税抜1.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

■投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率0.55～0.66％（税抜0.50～0.60％）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）　信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				
新発５年固定利付国債の利回り	委託会社	販売会社	受託会社	合計
１％未満の場合	0.21％	0.27％	0.02％	0.50％
１％以上３％未満の場合	0.23％	0.30％	0.02％	0.55％
３％以上の場合	0.25％	0.33％	0.02％	0.60％

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

＊信託報酬率は、毎年３月および９月の最終営業日（当初設定日から2027年４月20日までについては2026年９月の最終営業日）における日本相互証券株式会社の発表する新発５年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

ファンドの信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時　期	項　　目	費　用　額
毎　日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	ファンドの純資産総額に対して年率0.2％（税込）を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。
都　度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額（消費税等相当額を含みます。）

※その他の手数料等は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。
※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①　個人の受益者に対する課税

対象	課税対象	所得の種類	税率等
収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15.315%　地方税5.000%）
一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税※　20.315% （所得税15.315%　地方税5.000%）
償還金			

※原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。
・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
・配当控除の適用はありません。

［損益通算について］

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
＊少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＊上記は2026年７月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆　個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

＊詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

－まとめ－

	購入形態	個別元本の計算
原　　則	同一ファンドを１回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例　　外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

◆　収益分配金の課税について

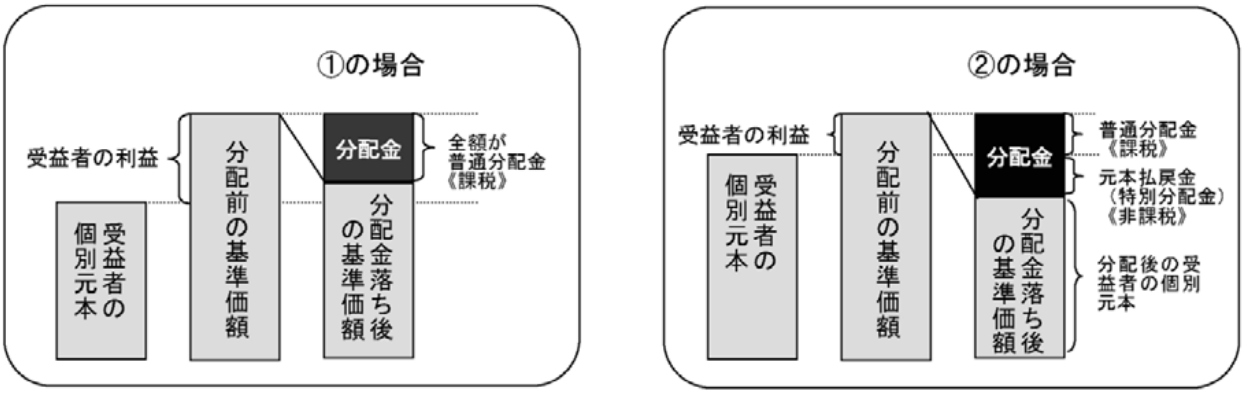
●　分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

●　受益者が収益分配金を受取る際

① 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

② 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞



＊上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

目論見書作成日時点において運用報告書が存在しないため、該当事項はありません。

５【運用状況】

当ファンドは2026年11月９日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第記載します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

当初申込期間：2026年10月22日から2026年11月６日まで

継続申込期間：2026年11月９日から2028年１月25日まで

② 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 申込価額

当初申込期間：１口当たり１円です。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）	マニュ中年４

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

④ 申込手数料

1. 申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、1.1%（税抜1.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2. 受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記③の＜照会先＞においてもご確認いただけます。

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

⑧　申込受付時間

原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑨　申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては、当ファンドの設定日（2026年11月９日）に、継続申込期間にかかるものについては、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑩　その他

・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

①　解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

②　解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③　解約価額

解約価額は、解約申込受付日の基準価額です。

１万口当たりの手取額は、解約価額から税金※（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

※税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧下さい。

※基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。
照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

④ 換金手数料
ありません。

⑤ 信託財産留保額
ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日
原則として、解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間
原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
・ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約については、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

⑨ その他
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。
・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法
基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×１万口
（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法
信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

マザーファンド	原則として、計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、計算日に知り得る直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	原則として、計算日における以下のいずれかの価額で評価します。（注） ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

③　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④　基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、2026年11月９日から無期限です。

ただし、後記（5）[その他]１.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年１月26日から４月25日まで、４月26日から7月25日まで、7月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年１月25日までとします。ただし、第１期計算期間は2026年11月９日から2027年１月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

①　委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

②　委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　上記②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑥　このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

２.信託約款の変更等

①　委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　上記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3.反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5.運用報告書

毎年４月および10月の決算時、および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6.関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に１ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

①　収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

・収益分配金は原則として決算日から起算して５営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
・受益者が、収益分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目までに受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として６営業日目から支払います。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年７月末現在）

資本金の額　　1億4,050万円

発行可能株式の総数　　8,400株

発行済株式総数　　327株

最近5年間の資本金の額の増減：　　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも３ヵ月に１回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。

・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等についてもモニタリングを行い、適切に管理を行っています。

運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況、組入資産の流動性リスクのモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示などを行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2026年７月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　　類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	13	20,691
追加型株式投資信託	41	646,874
株式投資信託　合計	54	667,566
単位型公社債投資信託	5	18,263
追加型公社債投資信託	－	－
公社債投資信託　合計	5	18,263
総合計	59	685,829

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

４．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和８年５月２９日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　水永　真太郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの第２２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）			当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
１．現金・預金			1,612,985			1,657,152	
２．前払費用			24,618			25,242	
３．未収運用受託報酬	※２		1,636,272			926,812	
４．未収投資助言報酬			7,776			5,307	
５．未収委託者報酬			590,971			508,402	
６．その他未収収益			377,165			150,318	
７．その他流動資産			281			52,496	
８．未収消費税等			－			6,271	
流動資産計			4,250,071	93.3		3,332,003	91.2
Ⅱ　固定資産							
１．有形固定資産			32,052			29,699	
(1) 建物	※１	22,241			20,427		
(2) 器具備品	※１	9,810			9,272		
２．無形固定資産			2,514			1,959	
(1) ソフトウェア		2,514			1,959		
３．投資その他の資産			270,907			290,665	
(1) 繰延税金資産		169,054			188,295		
(2) 敷金		101,668			101,993		
(3) 投資有価証券		184			375		
固定資産計			305,474	6.7		322,323	8.8
資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
１．未払金			388,720			210,688	
(1) 未払消費税等		122,643			－		
(2) 未払代行手数料		252,984			209,677		
(3) その他未払金		13,092			1,011		
２．未払費用	※２		799,787			603,112	
３．未払法人税等			353,014			282,423	
４．役員賞与引当金			66,207			59,881	
５．賞与引当金			246,739			192,075	
６．預り金			33,019			28,979	
７．前受収益			12,668			12,668	
流動負債計			1,900,157	41.7		1,389,830	38.0
Ⅱ　固定負債							
１．役員賞与引当金			24,483			30,711	
２．賞与引当金			50,107			127,606	
３．長期前受収益			57,421			44,753	
固定負債計			132,012	2.9		203,071	5.6
負債合計			2,032,169	44.6		1,592,901	43.6
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
１．資本金			140,500	3.1		140,500	3.8
２．資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.9	85,500		2.3
３．利益剰余金			2,297,386			1,835,441	
(1) その他利益剰余金		2,297,386			1,835,441		
(i) 繰越利益剰余金		2,297,386		50.4	1,835,441		50.2
株主資本計			2,523,386			2,061,441	

Ⅱ　評価・換算差額等								
1．その他有価証券評価差額金			△10			△15		
評価・換算差額等計			△10			△15		
純資産合計			2,523,376	55.4		2,061,426	56.4	
負債・純資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0	

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日）			当事業年度 （自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）
Ⅰ　営業収益							
１．運用受託報酬	※１		2,545,511			1,976,593	
２．投資助言報酬			24,111			10,106	
３．委託者報酬			2,788,144			2,573,046	
４．その他営業収益			1,033,414			1,103,754	
営業収益計			6,391,182	100.0		5,663,500	100.0
Ⅱ　営業費用							
１．広告宣伝費			55,149			39,825	
２．調査費			360,278			374,649	
３．委託費			1,189,180			1,007,884	
４．支払手数料			935,757			807,081	
５．営業雑経費			23,079			22,058	
営業費用計			2,563,445	40.1		2,251,500	39.8
Ⅲ　一般管理費							
１．給料	※１		1,748,876			1,639,635	
(1) 役員報酬		220,028			130,537		
(2) 給料・手当		843,469			849,207		
(3) 賞与		321,489			321,513		
(4) 賞与引当金繰入額		191,732			195,500		
(5) 役員賞与引当金繰入額		56,715			20,202		
(6) その他報酬給料		15,597			23,982		
(7) 福利厚生費		99,843			98,692		
２．交際費			9,439			8,985	
３．旅費交通費			14,218			19,134	
４．租税公課			38,442			37,691	
５．不動産賃借料			110,449			110,172	
６．退職給付費用			37,928			37,086	
７．固定資産減価償却費			6,111			5,939	
８．業務委託費			26,130			20,400	
９．諸経費			73,301			59,326	
一般管理費計			2,064,896	32.3		1,938,370	34.2
営業利益			1,762,840	27.6		1,473,629	26.0
Ⅳ　営業外収益							
１．受取利息及び配当金			1,315			3,585	
２．雑収入			5,692			－	
３．特別退職金戻入額			－			12,155	
営業外収益計			7,007	0.1		15,740	0.3
Ⅴ　営業外費用							
１．雑損失			2,015			208	
２．為替差損			10,726			19,004	
営業外費用計			12,741	0.2		19,212	0.3
経常利益			1,757,105	27.5		1,470,157	26.0
Ⅵ　特別損失							
１．特別退職金			12,155			5,750	
２．固定資産除却損			－			446	
特別損失計			12,155	0.2		6,196	0.1
税引前当期純利益			1,744,950	27.3		1,463,960	25.8
法人税、住民税及び事業税			496,139	7.8		511,986	9.0
法人税等調整額			108,172	1.7		△19,238	△0.3
当期純利益			1,140,638	17.8		971,212	17.1

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	2,845,588	2,845,588	－	3,071,588	△9	△9	3,071,579
当期変動額											
当期純利益					1,140,638	1,140,638	－	1,140,638		－	1,140,638
自己株式の取得							△1,688,841	△1,688,841		－	△1,688,841
自己株式の消却			△1,688,841	△1,688,841			1,688,841	－		－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,688,841	1,688,841	△1,688,841	△1,688,841		－		－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	△1	△1	△1
当期変動額合計	－	－	－	－	△548,202	△548,202	－	△548,202	△1	△1	△548,203
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	2,297,386	2,297,386	－	2,523,386	△10	△10	2,523,376

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	2,297,386	2,297,386	－	2,523,386	△10	△10	2,523,376
当期変動額											
当期純利益					971,212	971,212	－	971,212		－	971,212
自己株式の取得							△1,433,157	△1,433,157		－	△1,433,157
自己株式の消却			△1,433,157	△1,433,157			1,433,157	－		－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,433,157	1,433,157	△1,433,157	△1,433,157		－		－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	△5	△5	△5
当期変動額合計	－	－	－	－	△461,944	△461,944	－	△461,944	△5	△5	△461,950
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	1,835,441	1,835,441	－	2,061,441	△15	△15	2,061,426

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　12～50年

器具備品　4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（３年または５年）による定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)	当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 75,706千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円) 未収運用受託報酬 45,166 未払費用 38,137	※1 有形固定資産の減価償却累計額 79,819千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円) 運用受託報酬 510,394 給料 1,748,876	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円) 給料 1,639,635

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,127株	―	500株	627株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却 500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	－	500株	500株	－

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得　500株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却　500株

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	627株	－	300株	327株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却　300株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	－	300株	300株	－

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得　300株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却　300株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損の計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	184	184	－

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	375	375	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) その他未収収益、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,612,985	－
(2) 未収運用受託報酬	1,636,272	－
(3) 未収投資助言報酬	7,776	－
(4) 未収委託者報酬	590,971	－
(5) その他未収収益	377,165	－
合計	4,225,171	－

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,657,152	－
(2) 未収運用受託報酬	926,812	－
(3) 未収投資助言報酬	5,307	－
(4) 未収委託者報酬	508,402	－
(5) その他未収収益	150,318	－
合計	3,247,993	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	184	－	184
資産計	－	184	－	184

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	375	－	375
資産計	－	375	－	375

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	184	199	△ 15
合計		184	199	△ 15

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	375	398	△ 23
合計		375	398	△ 23

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）	
繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	91,345
未払費用	57,720
未払事業税	18,437
その他	1,551
繰延税金資産小計	169,054
繰延税金資産合計	169,054

当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）	
繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	100,763
未払費用	70,068
未払事業税	15,634
その他	1,829
繰延税金資産小計	188,295
繰延税金資産合計	188,295

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）	
法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.01%
住民税均等割	0.03%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.63%

当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）	
法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.33%
住民税均等割	0.04%
その他	△0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.66%

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 （自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日）		当事業年度 （自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日）	
	（千円）		（千円）
運用受託報酬	1,360,622	運用受託報酬	1,483,725
投資助言報酬	24,111	投資助言報酬	10,106
委託者報酬	2,788,144	委託者報酬	2,573,046
成功報酬	1,184,888	成功報酬	492,868
その他営業収益	1,033,414	その他営業収益	1,103,754
	6,391,182		5,663,500

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］４　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

香港	英国	日本	その他	合計
776,163	242,004	5,335,999	37,014	6,391,182

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
年金積立金管理運用独立行政法人	1,325,773	資産運用業
マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年１回決算型）	756,289	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	772,074	資産運用業

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
4,549,640	781,010	293,882	38,967	5,663,500

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	751,836	資産運用業
年金積立金管理運用独立行政法人	670,154	資産運用業
マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年１回決算型）	607,404	資産運用業

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	（百万円）56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬	510,394	未収運用受託報酬	45,166
							出向者負担金等	93,492	未払費用等	38,137
							自己株式の取得	1,688,841	－	－
親会社	The Manufacturers Life Insurance Company	Toronto, Canada	(千カナダドル) 456,035	生命保険業	（被所有）間接 100.0	費用の立替	費用の立替	81,223	その他未払金	19,047

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	（百万円）64,500	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬	482,767	未収運用受託報酬	43,197
							出向者負担金等	1,647,167	その他未収金	51,397
									未払費用等	147,904
							自己株式の取得	1,433,157	－	－

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）2,409	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬等	726,351	その他未収収益	59,918
						再委任契約	再委託費	114,673	未払費用	30,031
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）61,038	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	388,608	未払費用	297,796
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）19,954	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	7,666	前受収益	44,163
						再委任契約	再委託費	103,256	未払費用	27,766
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	（千ポンド）300,514	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	244,308	その他未収収益	315,086
						再委任契約	再委託費	320,077	未払費用	285,672

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,785	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬等	751,836	その他未収収益	86,141
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	407,440	未払費用	258,614
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	110,969	未払費用	24,945
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	(千ポンド) 317,514	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	293,882	その他未収収益	57,050
						再委任契約	再委託費	71,114	未払費用	26,047
	Manulife Investment Management International Holdings Limited	Hong Kong, China	(千米ドル) 399,229	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務委託	委託費	126,734	未払費用	128,573

（注）　1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 自己株式の取得については、令和7年12月12日の臨時株主総会の決議に基づいて行っております。

取引価額は純資産の金額を勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニュライフ生命保険株式会社　(非上場)

The Manufacturers Life Insurance Company　(非上場)

(１株当たり情報)

前事業年度 (自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日)
１株当たり純資産額　4,024,523.50円 １株当たり当期純利益金額　1,160,170.85円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　6,304,055.47円 １株当たり当期純利益金額　1,796,217.55円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株式の期中平均株式数（株）	983	541

(重要な後発事象)

該当事項なし

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）

信　託　約　款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.　基本方針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

2.　運用方法

（１）　投資対象

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（２）　投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）　投資制限

① 債券への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引は行いません。

⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3．収益分配方針

毎決算時（毎年１月、４月、７月および 10 月の各 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第１期決算日は 2027 年１月 25 日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
③ 留保益（収益分配に充てず信託財産内に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）

信 託 約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項および第２項、第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項、または第44条第２項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、受益者が指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者の取得申込みの場合は、１口の整数倍をもって取得に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、各指定販売会社は、当

該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第４項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日前であるときの受益権の価額は、１口につき１円に、第４項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額に指定販売会社がそれぞれ個別に定める率を乗じて得た額とします。

⑤　第３項の規定にかかわらず別に定める契約を結んだ受益者が第35条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券およ

び第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項ならびに第２項に定める資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項ならびに第２項に定める資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該

行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、原則として毎年１月26日から４月25日まで、４月26日から７月25日まで、７月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年１月25日までとします。ただし、第１期計算期間は、信託契約締結日から2027年１月25日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用等）

第32条　信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（当該費用にかかる消費税等相当額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（消費税等相当額を含む）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の

支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、信託財産からその支弁を受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付すこととし、その上限の範囲で、かかる見積率を期中においていつでも見直すことができるものとします。

④ 前項の場合において、第２項に定める諸費用とみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次項の信託報酬率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬率は、毎年３月および９月の最終営業日（当初設定日から2027年４月20日までについては2026年９月の最終営業日）における日本相互証券株式会社の発表する新発５年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

（新発５年固定利付国債の利回り）

１％未満の場合	年10,000分の50
１％以上３％未満の場合	年10,000分の55
３％以上の場合	年10,000分の60

③ 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との配分は別に定めます。

④ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子・配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、第32条第２項に定める諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子・配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第32条第２項に定める諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 前項第１号および第２号におけるみなし利子・配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に

かかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第38条第１項の受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときには、一部解約金の支払を延期する場合があります。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については原則として第35条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第38条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権に

つき、指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（運用状況に係る情報の提供）

第50条　委託者は、投信法第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日
2026年11月９日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館
委託者　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　山本　真一

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
受託者　みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　笹田　賢一

親投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

信　託　約　款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

２．運用方法
(1) 投資対象
主に円建てのハイブリッド債券を投資対象とします。

(2) 投資態度
① 主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。
② ハイブリッド債券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。
③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限
① 債券への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引は行いません。
⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

親 投 資 信 託

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

信 託 約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 14 条第１項および第２項、第 19 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第１項および第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による信託終了日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益証券（第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第 33 条および第 35 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務

を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第 10 条　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載しまたは記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、第５項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 11 条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することに

よって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第 12 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 イ．有価証券
 ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 13 条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものおよび第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額

が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図を行いません。

（利害関係人等との取引等）

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 16 条　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式の範囲）

第 17 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている

株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 18 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（信託業務の委託等）

第 19 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 20 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 21 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す

ることがあります。

② 前項ただし書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 22 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 24 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 25 条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 26 条　この信託の計算期間は、原則として毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から 2027 年 10 月 25 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 27 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定め

る報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 28 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 29 条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 30 条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 31 条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 32 条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第 33 条　委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第 34 条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日における信託財産の純資産総額を、受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 35 条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている

受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合、または第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合にも同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 36 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 37 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 38 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 39 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

（信託約款の変更等）

第 40 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 41 条　この信託は、受益者が第 34 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第 42 条　委託者は、投信法第 13 条第１項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報の提供）

第 43 条　委託者は、投信法第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第 44 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 45 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日

2026 年 11 月 9 日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN 館
委託者　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　山本　真一

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
受託者　みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　笹田　賢一


Manulife
Investment Management

Manulife
Investment Management

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド
（年１回決算型）
愛称：マニュチュウ。

追加型投信／内外／債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

2026 年 10 月 22 日

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本書にかかる「マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により、有価証券届出書を 2026 年 10 月６日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月 22 日にその届出の効力が発生しております。

- ■ 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、預貯金とは異なり、元本が保証されているものではありません。
- ■ 投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ■ 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

発行者名	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役　山本　真一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号 丸の内トラストタワーN館
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目次

第一部　証券情報 …… 1

第二部　ファンド情報 …… 4
第１　ファンドの状況 …… 4
1　ファンドの性格 …… 4
2　投資方針 …… 13
3　投資リスク …… 19
4　手数料等及び税金 …… 24
5　運用状況 …… 29
第２　管理及び運営 …… 30
1　申込（販売）手続等 …… 30
2　換金（解約）手続等 …… 31
3　資産管理等の概要 …… 32
4　受益者の権利等 …… 35
第３　ファンドの経理状況 …… 37
1　財務諸表 …… 37
2　ファンドの現況 …… 37
第４　内国投資信託受益証券事務の概要 …… 38

第三部　委託会社等の情報 …… 40
第１　委託会社等の概況 …… 40
1　委託会社等の概況 …… 40
2　事業の内容及び営業の概況 …… 41
3　委託会社等の経理状況 …… 42
4　利害関係人との取引制限 …… 64
5　その他 …… 64

信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）

上記ファンドを「当ファンド」、「ファンド」または「年１回決算型」、もしくは愛称として「マニュチュウ。」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、１口当たり１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間：年１回決算型および年４回決算型の合計で500億円を上限とします。

②継続申込期間：年１回決算型および年４回決算型の合計で１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

①当初申込期間：１口当たり１円とします。

②継続申込期間：取得申込受付日の基準価額※とします。

※基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）	マニュ中年１

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

＊販売会社は、上記照会先にてご確認いただけます。

（５）【申込手数料】

①当初申込期間

申込金額（１口当たり１円に申込口数を乗じて得た額）に1.1％（税抜1.0％）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。

②継続申込期間

申込金額（取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、1.1％（税抜1.0％）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊再投資される収益分配金については１口単位とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（７）【申込期間】

①当初申込期間：2026年10月22日から2026年11月６日まで

②継続申込期間：2026年11月９日から2028年１月25日まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（９）【払込期日】

①当初申込期間：当初申込期間中に、申込代金を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

販売会社が取得申込者から受付けた申込金額の総額は、設定日（2026年11月９日）に委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

②継続申込期間：取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の２つの申込方法があります。

お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

● 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

④申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

⑤日本以外の地域における発行は行いません。

⑥原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド
一般	年２回		
大型株			ファンド・オブ・ファンズ
中小型株	年４回	日本	
債券			
一般	年６回(隔月)	北米	
公債			
社債	年12回(毎月)	欧州	
その他債券			
	日々	アジア	
不動産投信			
	その他	オセアニア	
その他資産（投資信託証券（債券　その他債券））		中南米	
		アフリカ	
資産複合			
資産配分固定型		中近東（中東）	
資産配分変更型			
		エマージング	

※当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

② 信託金の限度額

当初申込期間：信託金の限度額は、年１回決算型および年４回決算型の合計で500億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

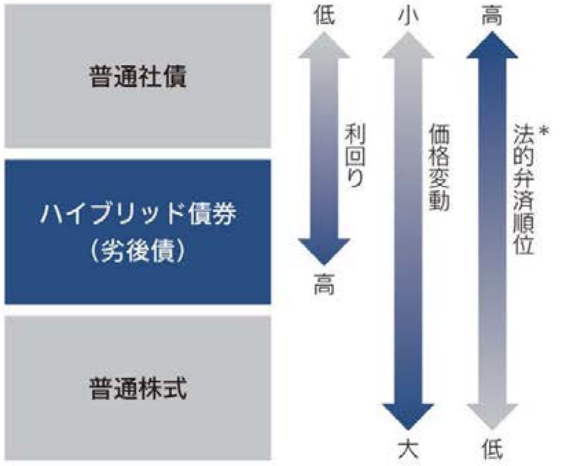
継続申込期間：委託会社は、受託会社と合意のうえ、年１回決算型および年４回決算型の合計で１兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券に投資します。

- マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建債券に投資する場合があります。

ハイブリッド債券とは？



＊法的弁済順位とは、発行体が倒産等になった場合、債権者に対し残余財産を弁済する順位です。

※上記はハイブリッド債券の特性等を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。
※上記は当社が説明のために作成したイメージ図です。

- 債券（負債）と株式（資本）の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。
- 発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。
- 普通社債と比べても債務の弁済順位が劣るため、通常は同じ発行体が発行する普通社債と比べて格付けが低くなる一方で、利回りは相対的に高くなります。

※ファンド名の「好利回り」は、ハイブリッド債券が持つ特性等により、一般的な社債などと比較して、魅力的な利回りを提供できる可能性を示唆するものです。ただし、特定の利回りを保証するものではありません。

2 投資するハイブリッド債券の年限は６年を上限とし、ポートフォリオのデュレーションは２～４年程度とします。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは取得時において投資適格以上とします。

● ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&Pのいずれかで BBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。

債券格付けについて



	R&I	JCR
投資適格格付け	AAA	AAA
	AA	AA
	A	A
	BBB	BBB
投機的格付け	BB	BB
	B	B
	CCC	CCC
	CC	CC
	—	C
	D	D

当ファンドの投資対象

※債券の格付けとは債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、信用格付会社が各債券の格付けを行っています。
※格付けの符号については一部省略して表示しています。
※左記の「債券格付け」は一般的な格付けと利回りの関係を示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

4 決算頻度が異なる「年４回決算型」と「年１回決算型」からお選びいただけます。

年４回決算型

毎年１、４、７、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

※初回決算日は2027年1月25日とします。

年１回決算型

毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

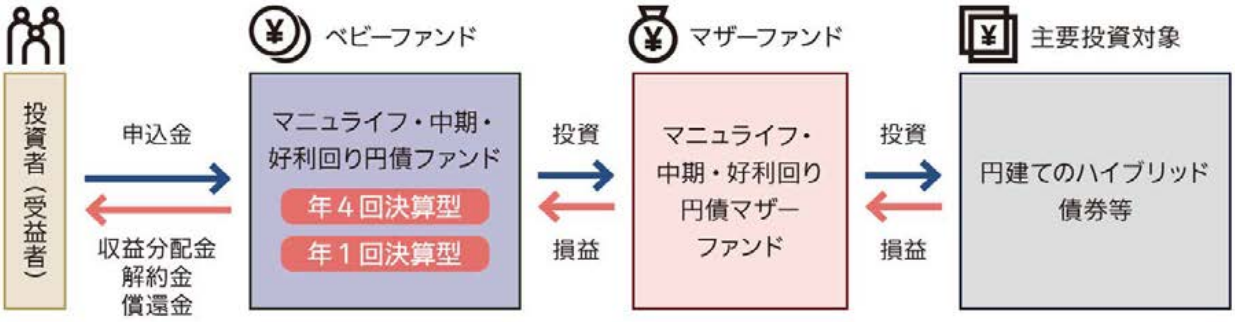
※初回決算日は2027年10月25日とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニュライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2026年3月末現在)にのぼります。
- 当社独自の分析と徹底した調査活動を通じて、期待リターンの高い銘柄に投資を行います。

投資ユニバース	組入銘柄の決定	ポートフォリオ構築
▪ 円建債券の中から発行残高が大きく、投資魅力度の高い銘柄を中心に投資ユニバースを決定	▪ 投資ユニバースの各銘柄に対してクレジット・アナリストが4段階のレーティングを付与 ▪ 上位レーティングの銘柄を中心に組入銘柄を決定	▪ 投資機会および銘柄分散を考慮してポートフォリオを構築

委託会社の概要

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

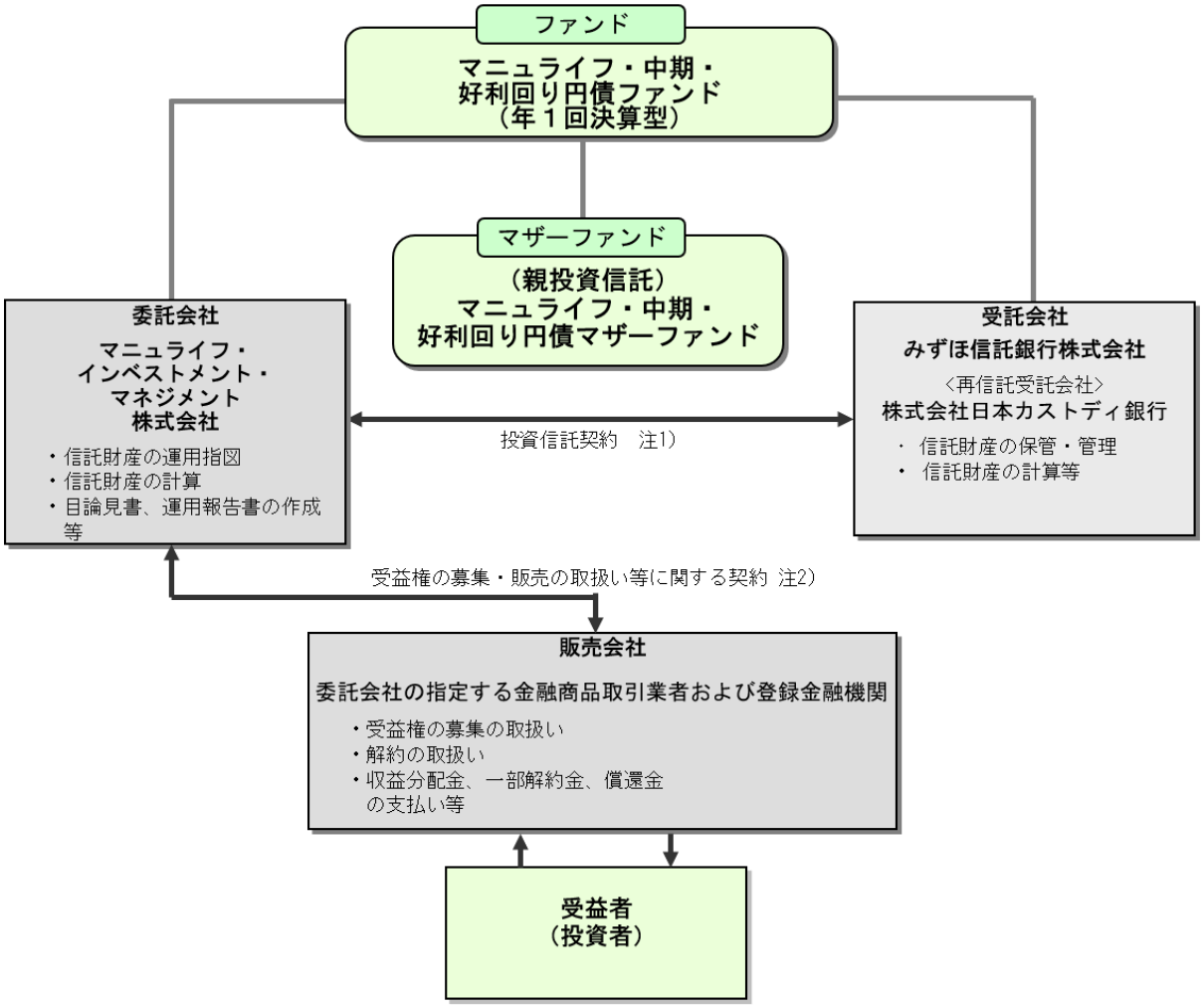
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2026年11月９日　　当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割



＜関係法人と締結している契約の概要＞

注1）投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2）投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（2026年７月末現在）

1. 資本金の額　　1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※1加入
2007年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年1月11日	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入※2
2017年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年4月 1日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

※1 2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に、2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

※2 2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	327株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
3. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第１項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

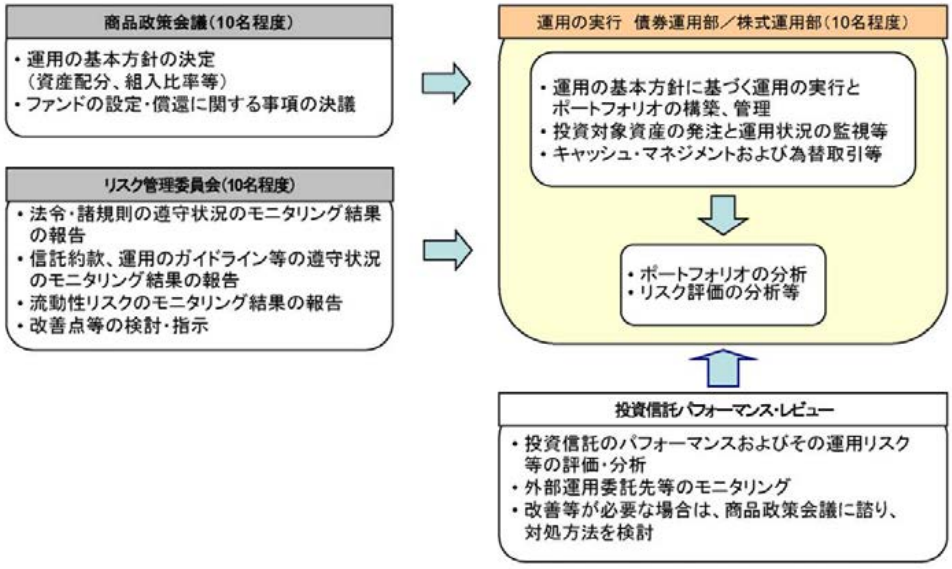
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2026年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
 また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎年10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第１期決算日は2027年10月25日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 債券への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るもとのし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引は行いません。

⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

⑨ 資金の借入れ

ａ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ）借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

＜法令に基づく投資制限＞

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考＞マザーファンドの概要

（１）投資方針

①　基本方針

インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

② 主要投資対象

主に円建てのハイブリッド債券を投資対象とします。

③ 投資態度

イ．主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。

ロ．ハイブリッド債券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。

ハ．当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）主な投資制限

① 債券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引は行いません。

⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

＜主な変動要因＞

① 金利変動リスク

公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ ハイブリッド債券固有のリスク

一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

[弁済の劣後]

一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

[繰上償還の延期]

一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還(コール)条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。

[利息の繰延べまたは停止]

ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

［元本削減または株式転換］

一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

④ 特定業種への集中投資リスク

当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ 繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑤ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

⑥ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消すことができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

⑦ その他

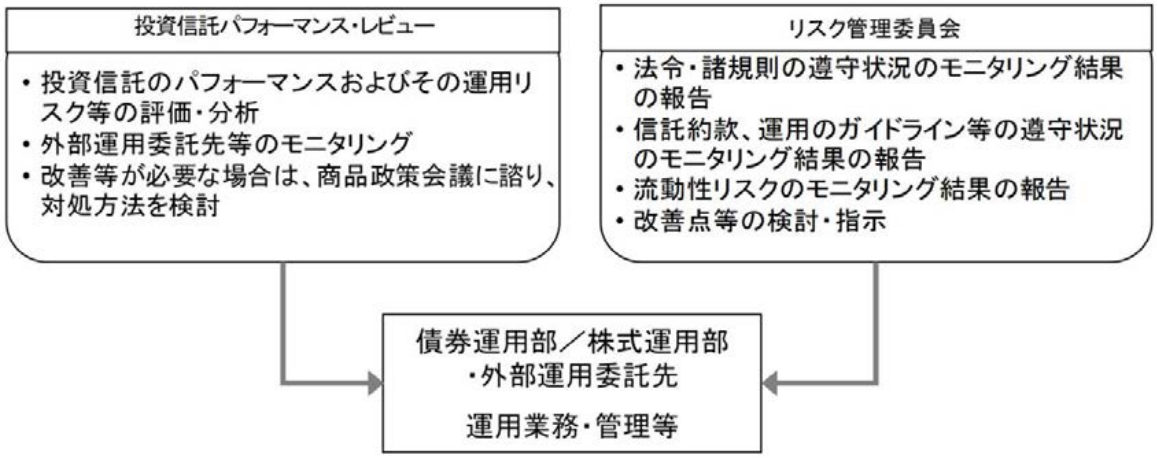
・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来たす場合があります。

<u>当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんのでご留意下さい。</u>

（2）投資リスクに対する管理体制

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2026年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

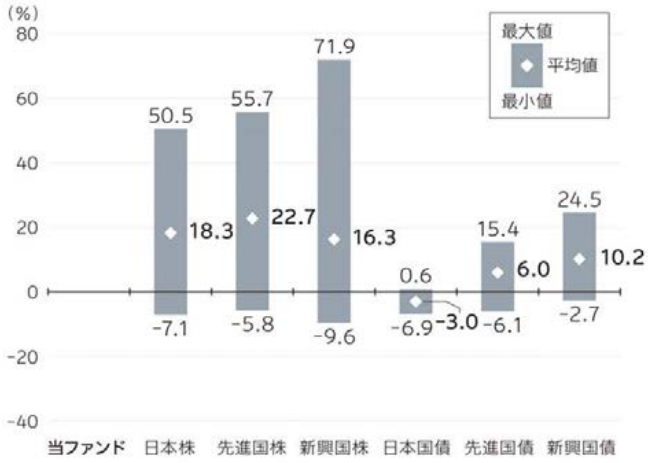
■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

年１回決算型 （2021年8月から2026年7月まで）



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※当ファンドは、設定日が2026年11月9日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指数	公表元
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ＆ コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド （円ベース）	J.P. Morgan Securities Inc.

（注1）海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

（注2）各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、1.1%（税抜1.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

■投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率0.55～0.66％（税抜0.50～0.60％）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）　信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				
新発５年固定利付国債の利回り	委託会社	販売会社	受託会社	合計
１％未満の場合	0.21％	0.27％	0.02％	0.50％
１％以上３％未満の場合	0.23％	0.30％	0.02％	0.55％
３％以上の場合	0.25％	0.33％	0.02％	0.60％

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

＊信託報酬率は、毎年３月および９月の最終営業日（当初設定日から2027年４月20日までについては2026年９月の最終営業日）における日本相互証券株式会社の発表する新発５年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

ファンドの信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時　期	項　　目	費　用　額
毎　日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	ファンドの純資産総額に対して年率0.2％（税込）を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。
都　度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額（消費税等相当額を含みます。）

※その他の手数料等は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。
※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①　個人の受益者に対する課税

対象	課税対象	所得の種類	税率等
収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15.315%　地方税5.000%）
一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税※　20.315% （所得税15.315%　地方税5.000%）
償還金			

※原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。
・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
・配当控除の適用はありません。

［損益通算について］

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
＊少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＊上記は2026年７月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆　個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

＊詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

－まとめ－

	購入形態	個別元本の計算
原　　則	同一ファンドを１回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例　　外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

◆　収益分配金の課税について

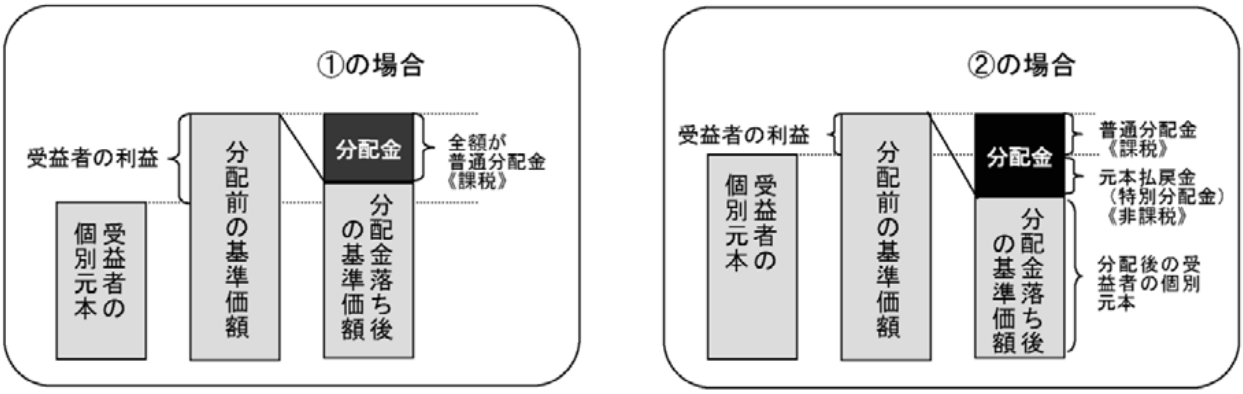
●　分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

●　受益者が収益分配金を受取る際

① 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

② 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞



＊上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

目論見書作成日時点において運用報告書が存在しないため、該当事項はありません。

５【運用状況】

当ファンドは2026年11月９日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第記載します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

当初申込期間：2026年10月22日から2026年11月６日まで

継続申込期間：2026年11月９日から2028年１月25日まで

② 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 申込価額

当初申込期間：１口当たり１円です。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）	マニュ中年１

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.manulifeim.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

④ 申込手数料

1. 申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）×申込口数）に、1.1%（税抜1.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2. 受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記③の＜照会先＞においてもご確認いただけます。

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

⑧　申込受付時間

原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑨　申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては、当ファンドの設定日（2026年11月９日）に、継続申込期間にかかるものについては、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑩　その他

・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

①　解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

②　解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③　解約価額

解約価額は、解約申込受付日の基準価額です。

１万口当たりの手取額は、解約価額から税金※（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

※税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧下さい。

※基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。
照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

④ 換金手数料
ありません。

⑤ 信託財産留保額
ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日
原則として、解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間
原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
・ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約については、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

⑨ その他
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。
・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法
基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×１万口
（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法
信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

マザーファンド	原則として、計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、計算日に知り得る直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	原則として、計算日における以下のいずれかの価額で評価します。（注） ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

③　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④　基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、2026年11月９日から無期限です。

ただし、後記（5）[その他]１.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、第１期計算期間は2026年11月９日から2027年10月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

①　委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

②　委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　上記②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑥　このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

２.信託約款の変更等

①　委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　上記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3.反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5.運用報告書

毎年10月の決算時、および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6.関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に１ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

①　収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

・収益分配金は原則として決算日から起算して５営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
・受益者が、収益分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目までに受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として６営業日目から支払います。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年７月末現在）

資本金の額　　1億4,050万円

発行可能株式の総数　　8,400株

発行済株式総数　　327株

最近5年間の資本金の額の増減：　　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも３ヵ月に１回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。

・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等についてもモニタリングを行い、適切に管理を行っています。

運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況、組入資産の流動性リスクのモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示などを行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2026年７月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　　類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	13	20,691
追加型株式投資信託	41	646,874
株式投資信託　合計	54	667,566
単位型公社債投資信託	5	18,263
追加型公社債投資信託	－	－
公社債投資信託　合計	5	18,263
総合計	59	685,829

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

４．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和８年５月２９日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　水永　真太郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの第２２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）			当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
１．現金・預金			1,612,985			1,657,152	
２．前払費用			24,618			25,242	
３．未収運用受託報酬	※２		1,636,272			926,812	
４．未収投資助言報酬			7,776			5,307	
５．未収委託者報酬			590,971			508,402	
６．その他未収収益			377,165			150,318	
７．その他流動資産			281			52,496	
８．未収消費税等			－			6,271	
流動資産計			4,250,071	93.3		3,332,003	91.2
Ⅱ　固定資産							
１．有形固定資産			32,052			29,699	
(1) 建物	※１	22,241			20,427		
(2) 器具備品	※１	9,810			9,272		
２．無形固定資産			2,514			1,959	
(1) ソフトウェア		2,514			1,959		
３．投資その他の資産			270,907			290,665	
(1) 繰延税金資産		169,054			188,295		
(2) 敷金		101,668			101,993		
(3) 投資有価証券		184			375		
固定資産計			305,474	6.7		322,323	8.8
資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
１．未払金			388,720			210,688	
(1) 未払消費税等		122,643			－		
(2) 未払代行手数料		252,984			209,677		
(3) その他未払金		13,092			1,011		
２．未払費用	※２		799,787			603,112	
３．未払法人税等			353,014			282,423	
４．役員賞与引当金			66,207			59,881	
５．賞与引当金			246,739			192,075	
６．預り金			33,019			28,979	
７．前受収益			12,668			12,668	
流動負債計			1,900,157	41.7		1,389,830	38.0
Ⅱ　固定負債							
１．役員賞与引当金			24,483			30,711	
２．賞与引当金			50,107			127,606	
３．長期前受収益			57,421			44,753	
固定負債計			132,012	2.9		203,071	5.6
負債合計			2,032,169	44.6		1,592,901	43.6
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
１．資本金			140,500	3.1		140,500	3.8
２．資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.9	85,500		2.3
３．利益剰余金			2,297,386			1,835,441	
(1) その他利益剰余金		2,297,386			1,835,441		
(i) 繰越利益剰余金		2,297,386		50.4	1,835,441		50.2
株主資本計			2,523,386			2,061,441	

Ⅱ　評価・換算差額等								
1．その他有価証券評価差額金			△10			△15		
評価・換算差額等計			△10			△15		
純資産合計			2,523,376	55.4		2,061,426	56.4	
負債・純資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0	

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日）			当事業年度 （自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）
Ⅰ　営業収益							
１．運用受託報酬	※１		2,545,511			1,976,593	
２．投資助言報酬			24,111			10,106	
３．委託者報酬			2,788,144			2,573,046	
４．その他営業収益			1,033,414			1,103,754	
営業収益計			6,391,182	100.0		5,663,500	100.0
Ⅱ　営業費用							
１．広告宣伝費			55,149			39,825	
２．調査費			360,278			374,649	
３．委託費			1,189,180			1,007,884	
４．支払手数料			935,757			807,081	
５．営業雑経費			23,079			22,058	
営業費用計			2,563,445	40.1		2,251,500	39.8
Ⅲ　一般管理費							
１．給料	※１		1,748,876			1,639,635	
(1) 役員報酬		220,028			130,537		
(2) 給料・手当		843,469			849,207		
(3) 賞与		321,489			321,513		
(4) 賞与引当金繰入額		191,732			195,500		
(5) 役員賞与引当金繰入額		56,715			20,202		
(6) その他報酬給料		15,597			23,982		
(7) 福利厚生費		99,843			98,692		
２．交際費			9,439			8,985	
３．旅費交通費			14,218			19,134	
４．租税公課			38,442			37,691	
５．不動産賃借料			110,449			110,172	
６．退職給付費用			37,928			37,086	
７．固定資産減価償却費			6,111			5,939	
８．業務委託費			26,130			20,400	
９．諸経費			73,301			59,326	
一般管理費計			2,064,896	32.3		1,938,370	34.2
営業利益			1,762,840	27.6		1,473,629	26.0
Ⅳ　営業外収益							
１．受取利息及び配当金			1,315			3,585	
２．雑収入			5,692			－	
３．特別退職金戻入額			－			12,155	
営業外収益計			7,007	0.1		15,740	0.3
Ⅴ　営業外費用							
１．雑損失			2,015			208	
２．為替差損			10,726			19,004	
営業外費用計			12,741	0.2		19,212	0.3
経常利益			1,757,105	27.5		1,470,157	26.0
Ⅵ　特別損失							
１．特別退職金			12,155			5,750	
２．固定資産除却損			－			446	
特別損失計			12,155	0.2		6,196	0.1
税引前当期純利益			1,744,950	27.3		1,463,960	25.8
法人税、住民税及び事業税			496,139	7.8		511,986	9.0
法人税等調整額			108,172	1.7		△19,238	△0.3
当期純利益			1,140,638	17.8		971,212	17.1

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	2,845,588	2,845,588	－	3,071,588	△9	△9	3,071,579
当期変動額											
当期純利益					1,140,638	1,140,638	－	1,140,638		－	1,140,638
自己株式の取得							△1,688,841	△1,688,841		－	△1,688,841
自己株式の消却			△1,688,841	△1,688,841			1,688,841	－		－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,688,841	1,688,841	△1,688,841	△1,688,841		－		－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	△1	△1	△1
当期変動額合計	－	－	－	－	△548,202	△548,202	－	△548,202	△1	△1	△548,203
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	2,297,386	2,297,386	－	2,523,386	△10	△10	2,523,376

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	140,500	85,500	－	85,500	2,297,386	2,297,386	－	2,523,386	△10	△10	2,523,376
当期変動額											
当期純利益					971,212	971,212	－	971,212		－	971,212
自己株式の取得							△1,433,157	△1,433,157		－	△1,433,157
自己株式の消却			△1,433,157	△1,433,157			1,433,157	－		－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,433,157	1,433,157	△1,433,157	△1,433,157		－		－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	△5	△5	△5
当期変動額合計	－	－	－	－	△461,944	△461,944	－	△461,944	△5	△5	△461,950
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	1,835,441	1,835,441	－	2,061,441	△15	△15	2,061,426

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　12～50年

器具備品　4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（３年または５年）による定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)	当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 75,706千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円) 未収運用受託報酬 45,166 未払費用 38,137	※1 有形固定資産の減価償却累計額 79,819千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円) 運用受託報酬 510,394 給料 1,748,876	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円) 給料 1,639,635

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,127株	―	500株	627株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却 500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	－	500株	500株	－

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得　500株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却　500株

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	627株	－	300株	327株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却　300株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	－	300株	300株	－

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得　300株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却　300株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損の計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	184	184	－

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	375	375	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) その他未収収益、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,612,985	－
(2) 未収運用受託報酬	1,636,272	－
(3) 未収投資助言報酬	7,776	－
(4) 未収委託者報酬	590,971	－
(5) その他未収収益	377,165	－
合計	4,225,171	－

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,657,152	－
(2) 未収運用受託報酬	926,812	－
(3) 未収投資助言報酬	5,307	－
(4) 未収委託者報酬	508,402	－
(5) その他未収収益	150,318	－
合計	3,247,993	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	184	－	184
資産計	－	184	－	184

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	375	－	375
資産計	－	375	－	375

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	184	199	△ 15
合計		184	199	△ 15

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	375	398	△ 23
合計		375	398	△ 23

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）	
繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	91,345
未払費用	57,720
未払事業税	18,437
その他	1,551
繰延税金資産小計	169,054
繰延税金資産合計	169,054

当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）	
繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	100,763
未払費用	70,068
未払事業税	15,634
その他	1,829
繰延税金資産小計	188,295
繰延税金資産合計	188,295

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （令和 7年 3月31日現在）	
法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.01%
住民税均等割	0.03%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.63%

当事業年度 （令和 8年 3月31日現在）	
法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.33%
住民税均等割	0.04%
その他	△0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.66%

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 （自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日）		当事業年度 （自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日）	
	（千円）		（千円）
運用受託報酬	1,360,622	運用受託報酬	1,483,725
投資助言報酬	24,111	投資助言報酬	10,106
委託者報酬	2,788,144	委託者報酬	2,573,046
成功報酬	1,184,888	成功報酬	492,868
その他営業収益	1,033,414	その他営業収益	1,103,754
	6,391,182		5,663,500

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］４　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

香港	英国	日本	その他	合計
776,163	242,004	5,335,999	37,014	6,391,182

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
年金積立金管理運用独立行政法人	1,325,773	資産運用業
マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年１回決算型）	756,289	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	772,074	資産運用業

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
4,549,640	781,010	293,882	38,967	5,663,500

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	751,836	資産運用業
年金積立金管理運用独立行政法人	670,154	資産運用業
マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年１回決算型）	607,404	資産運用業

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	（百万円）56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬	510,394	未収運用受託報酬	45,166
							出向者負担金等	93,492	未払費用等	38,137
							自己株式の取得	1,688,841	－	－
親会社	The Manufacturers Life Insurance Company	Toronto, Canada	(千カナダドル) 456,035	生命保険業	（被所有）間接 100.0	費用の立替	費用の立替	81,223	その他未払金	19,047

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	（百万円）64,500	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬	482,767	未収運用受託報酬	43,197
							出向者負担金等	1,647,167	その他未収金	51,397
									未払費用等	147,904
							自己株式の取得	1,433,157	－	－

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　令和 6年 4月 1日　　至　令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）2,409	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬等	726,351	その他未収収益	59,918
						再委任契約	再委託費	114,673	未払費用	30,031
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）61,038	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	388,608	未払費用	297,796
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）19,954	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	7,666	前受収益	44,163
						再委任契約	再委託費	103,256	未払費用	27,766
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	（千ポンド）300,514	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	244,308	その他未収収益	315,086
						再委任契約	再委託費	320,077	未払費用	285,672

当事業年度（自　令和 7年 4月 1日　　至　令和 8年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,785	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬等	751,836	その他未収収益	86,141
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	407,440	未払費用	258,614
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費	110,969	未払費用	24,945
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	(千ポンド) 317,514	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	293,882	その他未収収益	57,050
						再委任契約	再委託費	71,114	未払費用	26,047
	Manulife Investment Management International Holdings Limited	Hong Kong, China	(千米ドル) 399,229	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務委託	委託費	126,734	未払費用	128,573

（注）　1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 自己株式の取得については、令和7年12月12日の臨時株主総会の決議に基づいて行っております。

取引価額は純資産の金額を勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニュライフ生命保険株式会社　(非上場)

The Manufacturers Life Insurance Company　(非上場)

(１株当たり情報)

前事業年度 (自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日)
１株当たり純資産額　4,024,523.50円 １株当たり当期純利益金額　1,160,170.85円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　6,304,055.47円 １株当たり当期純利益金額　1,796,217.55円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　令和 6年 4月 1日 至　令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自　令和 7年 4月 1日 至　令和 8年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株式の期中平均株式数（株）	983	541

(重要な後発事象)

該当事項なし

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）

信　託　約　款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.　基本方針
この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

2.　運用方法
（１）　投資対象
マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（２）　投資態度
① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。
② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）　投資制限
① 債券への実質投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引は行いません。
⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3．収益分配方針
毎決算時（毎年 10 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第１期決算日は 2027 年 10 月 25 日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
③ 留保益（収益分配に充てず信託財産内に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年１回決算型）

信 託 約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項および第２項、第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項、または第44条第２項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、この信託およびマニュライフ・中期・好利回り円債ファンド（年４回決算型）投資信託約款に規定する信託の合計で、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、受益者が指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者の取得申込みの場合は、１口の整数倍をもって取得に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、各指定販売会社は、当

該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第４項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日前であるときの受益権の価額は、１口につき１円に、第４項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額に指定販売会社がそれぞれ個別に定める率を乗じて得た額とします。

⑤　第３項の規定にかかわらず別に定める契約を結んだ受益者が第35条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券およ

び第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項ならびに第２項に定める資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項ならびに第２項に定める資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該

行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、第１期計算期間は、信託契約締結日から2027年10月25日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用等）

第32条　信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（当該費用にかかる消費税等相当額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（消費税等相当額を含む）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の

支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、信託財産からその支弁を受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付すこととし、その上限の範囲で、かかる見積率を期中においていつでも見直すことができるものとします。

④ 前項の場合において、第２項に定める諸費用とみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次項の信託報酬率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬率は、毎年３月および９月の最終営業日（当初設定日から2027年４月20日までについては2026年９月の最終営業日）における日本相互証券株式会社の発表する新発５年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

（新発５年固定利付国債の利回り）

１％未満の場合	年10,000分の50
１％以上３％未満の場合	年10,000分の55
３％以上の場合	年10,000分の60

③ 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との配分は別に定めます。

④ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子・配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、第32条第２項に定める諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子・配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第32条第２項に定める諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 前項第１号および第２号におけるみなし利子・配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に

かかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第38条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第38条第１項の受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときには、一部解約金の支払を延期する場合があります。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については原則として第35条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第38条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権に

つき、指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（運用状況に係る情報の提供）

第50条　委託者は、投信法第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日
2026年11月９日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館
委託者　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　山本　真一

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
受託者　みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　笹田　賢一

親投資信託

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

信　託　約　款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

２．運用方法
(1) 投資対象
主に円建てのハイブリッド債券を投資対象とします。

(2) 投資態度
① 主に円建てのハイブリッド債券に投資することにより、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。ただし、市場動向等によっては普通社債やソブリン債（日本国債、国際機関債、政府関係機関および地方自治体が発行する債券等）等の円建て債券に投資する場合があります。
② ハイブリッド債券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。
③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限
① 債券への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④ 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引は行いません。
⑧ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

親 投 資 信 託

マニュライフ・中期・好利回り円債マザーファンド

信 託 約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 14 条第１項および第２項、第 19 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第１項および第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による信託終了日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益証券（第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第 33 条および第 35 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務

を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第 10 条　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載しまたは記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、第５項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 11 条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することに

よって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第 12 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 イ．有価証券
 ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 13 条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものおよび第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額

が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図を行いません。

（利害関係人等との取引等）

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 16 条　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資する株式の範囲）

第 17 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている

株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 18 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（信託業務の委託等）

第 19 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 20 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 21 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す

ることがあります。

② 前項ただし書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 22 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 24 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 25 条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 26 条　この信託の計算期間は、原則として毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から 2027 年 10 月 25 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 27 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定め

る報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 28 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 29 条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 30 条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 31 条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 32 条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第 33 条　委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第 34 条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日における信託財産の純資産総額を、受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 35 条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている

受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合、または第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合にも同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 36 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 37 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 38 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 39 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

（信託約款の変更等）

第 40 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 41 条　この信託は、受益者が第 34 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第 42 条　委託者は、投信法第 13 条第１項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報の提供）

第 43 条　委託者は、投信法第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第 44 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.manulifeim.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 45 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日

2026 年 11 月 9 日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN 館
委託者　マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　山本　真一

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
受託者　みずほ信託銀行株式会社
取締役社長　笹田　賢一


Manulife
Investment Management

2025 年 11 月

投資家のみなさまへ

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

委託会社の経理状況に係る数値の誤表示について

平素より弊社設定の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
このたび、弊社が作成した請求目論見書の第三部【委託会社等の情報】において、弊社の 2025 年 3 月期の財務諸表に軽微な誤りがあることが判明しましたのでお知らせいたします。
誤りがあった箇所は、以下のとおりです。

第三部　委託会社等の情報
第１　委託会社等の概況
３　委託会社等の経理状況
注記事項（関連当事者情報）

当該誤りについては、投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすものではないと弊社は考えております。また、誤りが軽微なものであることについては、社外の第三者の意見も踏まえ、弊社内の適切な手続きに基づいて判断しており、結果として財務諸表の訂正は行わないこととしました。
正しい情報は、下記をご参照ください。

投資家のみなさまにはご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。
以後このようなことのないよう、再発防止に努めてまいりますので、今後とも弊社設定の投資信託をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

注記事項（関連当事者情報）

1. マニュライフ生命保険株式会社の資本金の額
誤：　56,400（百万円）
正：　64,500（百万円）

2. The Manufacturers Life Insurance Company の資本金の額
誤：　456,035（千カナダドル）
正：　47,399（百万カナダドル）

3. マニュライフ生命保険株式会社との取引金額のうち、当年度の出向者負担金等
誤：　93,492 千円
正：　1,839,298 千円

以上